

京都市告示第155号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成27年 5月15日

京都市長 門川 大作

(指定する水路等（農業用水路等）)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	久世水0290号	京都市南区久世上久世町69-2地先 京都市南区久世上久世町71-8地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)